

第22章 その他の課題

第1節 新たな課題に関する国際的な動き

I サイバーセキュリティ

1. G7

G7は、金融機関に対するサイバー攻撃の脅威が増し、金融システムの安定にも影響を与えかねないことを踏まえ、米国、英国を共同議長として2015年6月にG7サイバーエキスパートグループを設置した。

エキスパートグループでは、金融セクターにおけるサイバーセキュリティの現状分析や、G7各国間の連携を模索することを目的として活動を行っており、2016年10月、金融機関がサイバーセキュリティ対策を講ずる上で、重要と考えられる「基礎的な要素」を策定し、公表した。翌年2017年10月には、「基礎的な要素」に示されたプラクティスの適切な実施・評価を行うという点に焦点をあてた「金融セクターのサイバーセキュリティの効果的な評価に関する基礎的な要素」を策定し、公表。

現在、エキスパートグループでは、サードパーティリスク（金融機関の顧客等第三者との関係で生じるサイバーリスク）、他の分野（エネルギー・通信）との協調などについての議論が行われている。

2. G20

ドイツ議長下において、サイバーセキュリティの重要性に鑑み、2017年3月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合において、FSBに対し、2017年10月までに、公表されている既存のサイバーセキュリティ関連法令や監督上の取組み等のストックテイクを行うことを要求。

FSBは、ストックテイク作業（各国に対するサーベイ）として、FSBメンバー25カ国、9つの国際機関及びG7サイバーエキスパートグループから、金融市場インフラ、取引所、銀行、保険、ブローカーディーラー、資産運用会社及び年金基金等に関するサイバーセキュリティ関連の規制・監督上の取組みの公表情報を収集し、ストックテイク報告書としてまとめ、G20へ提出した後、2017年10月13日に公表した。

アルゼンチン議長下では、FSBにおいて、当局間の情報共有等を目的に、サイバーセキュリティ用語集とユースケースを取り纏め、2018年7月2日市中協議文書を公表した。

3. IOSCO

各委員会の横断的な検討の結果として、2016年4月に「証券市場におけるサイバ

「サイバーセキュリティ」と題する報告書を公表した。本レポートにおいて、①サイバーセキュリティ及びフィンテックの注視、②情報共有プラットフォームの開発及び保守、③年次円卓会合開催及び④机上訓練の主導をマニフェストとする、組織の設置が提言された。かかる提言を踏まえ、2017年10月のIOSCO代表理事会において、新たにサイバーリスクに係る検討を行うタスクフォースの設置が決議された。

4. CPMI-IOSCO

2014年、CPMIとIOSCOは、清算機関等の金融市場インフラ(FMI)に対するサイバー強靱性のガイダンスを策定することを主なマニフェストとするサイバーセキュリティに関する作業部会(WGCR)を設置し、2016年6月に「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス(サイバーガイダンス)」を公表した。本ガイダンスは、サイバーリスク以外の他のオペレーショナル・リスク等を含むFMI原則を補完するものとされており、ガバナンス、リスクの特定、サイバー攻撃の防御、対応及び復旧といった主要なリスク管理項目等を示している。現在、WGCRは、本ガイダンスの普及・啓蒙とFMIにおけるサイバーセキュリティ強化に向けたグッドプラクティスの共有に関する取組みを行っている。

II 持続可能な開発目標(SDGs)

経済・金融システムの持続可能性を確保するためには、国内外の様々な社会的課題の解決を通じて金融・資本市場がリターンを確保し、企業が中長期的な価値を向上させることが重要である。我が国政府はSDGs推進本部を設置し、官民連携でSDGsを推進してきた。SDGsは、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大を目指すという金融行政の目的にも合致している。

2017年末、金融とSDGsとの関係や、SDGs推進に向けて金融庁が果たすべき役割を検討するため、庁内に部局横断的な「SDGs取組戦略PT」を設置した。2018年初めより、有識者やSDGs/ESGに積極的な取組みを行う事業会社・金融機関等にヒアリングを実施した。

SDGsは、本来的には企業・投資家・金融機関といった各経済主体が自主的に取り組むべきものであるが、何らかの要因でそうした動きが妨げられて外部不経済が発生している場合には、経済全体としての最適な均衡の実現に向け、当局として対応を促すことも必要である。金融庁としては、SDGsを推進する上で、中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう各経済主体の自主的な対応を引き出すことを基本的な方向性としている。

PTでは、こうした考え方や、金融庁がこれまで取り組んできた施策をSDGsという新たな視点から整理し、政府のSDGs推進本部幹事会や、金融庁がオブザーバーとして参画している環境省ESG金融懇談会等の場で説明・公表し、SDGs推進に向けた議論を深めている。

また、SDGs推進の一環として、TCFDによる提言の普及・浸透に向け、我が国

企業の取組みを促しており、庁内で説明会を主催したり企業向けの講演を行ったりする等、様々な機会を通じて積極的に働きかけてきた。

このほか、サステナブルファイナンスにかかる中央銀行・金融監督当局間の国際的なネットワークの構築が進みつつある中、2018年5月に持続可能な保険フォーラム（Sustainable Insurance Forum）、2018年6月に気候変動リスクにかかる金融監督上の対応を検討する国際ネットワーク（NGFS：Network for Greening the Financial System）のメンバーに加わり、積極的に議論に参画した。

Ⅲ 金融包摂

2009年のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20金融包摂専門家グループの創設が決定。貧困層への金融アクセス支援と、中小企業のための官民連携による新たな資金支援スキームの検討を行うことが表明された。その後、G20金融包摂専門家グループの活動を引き継ぐ形で、2010年のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPF I：Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2014年には金融包摂のための行動計画（FIAP：Financial Inclusion Action Plan）が策定（以後、3年毎に改訂）、2017年には、強制移住者、デジタル金融、持続可能な開発目標といった新たなテーマを盛り込み改訂された。2018年2月、及び7月にG20議長国であるアルゼンチンが開催したGPF I会合においては、翌年のG20議長国である日本は、同会合の共同議長として積極的に議論に参画した。

第2節 米国トランプ政権の金融規制改革

米財務省は、既存の金融規制の検証を指示した大統領令を踏まえ、金融規制の見直しに関する報告書（「経済的な機会を創る金融システム」）を3つ公表（銀行関連、資本市場関連、資産運用・保険関連）。2017年8月、同報告書（銀行関連）に基づき、米国通貨監督庁（OCC）が「ボルカールール」について意見公募を実施したことを受け、当庁は日本銀行と連名で域外適用の撤廃、更なる規制の緩和・明確化等を要望するレターを同年9月に発出した。

また、日米両国間に存在する強固な経済的な絆の深化に向けた取組みとして、2017年4月、日米経済対話が立ち上げられた。同年10月に第2回日米経済対話を実施され、共同プレス・リリースにおいて、金融規制の在り方に関して日米で認識が共有されたことが盛り込まれた。

第3節 英国のEU離脱（Brexit）

英国・EU間の離脱交渉は、移行措置等について一定の進捗が見られたものの、依然として先行きが不透明な状況が続いている。日本政府は、「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」を開催し、各業界の状況、取組み等を踏まえ、必要な対応の検討を行っている。当庁は、それらの検討も踏まえつつ、日本の金融機関が円滑に対応できるよう、各種会合や面会の機会を捉えて英国・欧州当局に働きかけを行った。